**事務所便り**

都城市八幡町1－17

経営・労務管理　立山事務所

℡0986-21-1813 Fax0986-21-1812

**27**年**8月号**

**～　お盆休みのお知らせ　～**

暑中お見舞い申し上げま

す。皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
猛暑の折から、くれぐれもご自愛くださいますよう、お祈り申し上げます。

さて、誠に勝手ながら**８月１２日（水曜日）～８月１４日（金曜日）**まで休業させていただきます。

ご迷惑おかけいたしますが、何卒ご理解の程宜しくお願い致します。

**≪視点≫マイナンバー法施行に向けて　その４**

マイナンバー通知予定の平成２７年１０月まであと２ヶ月となりました。これまでマイナンバーの概要について３回にわたり特集をしてきましたが、「その２」で取り上げました「本人確認の措置」より、国民年金第３号被保険者に関する届出に関する事項について、現在公表されているQ&A等の資料から、特に実務上必要と思われる内容をピックアップしたいと思います。

**本人確認の措置**

* 国民年金第３号被保険者に関する届出について

社会保険関係手続の中でも頻度の高い手続きの一つである手続ですが、国民年金第３号被保険者に関する届出（配偶者が社会保険上の扶養になる場合）があります。この場合には、扶養親族である配偶者の本人確認が必要になります。

※下記はマイナンバーサイトQ&Aより抜粋

Ｑ　従業員の扶養家族のマイナンバー（個人番号）を取得するときは、事業者が扶養家族の本人確認も行わなければならないのでしょうか？

Ａ　税の年末調整では、従業員が、事業主に対してその扶養家族のマイナンバーの提供を行うこととされているため、従業員は個人番号関係事務実施者として、その扶養家族の本人確認を行う必要があります。この場合、事業主が、扶養家族の本人確認を行う必要はありません。一方、国民年金の第３号被保険者の届出では、従業員の配偶者（第３号被保険者）本人が事業主に対して届出を行う必要がありますので、事業主が当該配偶者の本人確認を行う必要があります。通常は従業員が配偶者に代わって事業主に届出をすることが想定されますが、その場合は、従業員が配偶者の代理人としてマイナンバーを提供することとなりますので、事業主は代理人からマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認を行う必要があります。なお、配偶者からマイナンバーの提供を受けて本人確認を行う事務を事業者が従業員に委託する方法も考えられます。

Ｑ　代理人から本人のマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合は、どのように本人確認を行うのですか？

Ａ　代理人からマイナンバーの提供を受ける場合は、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号の３つを確認する必要があります。原則として、  
**①** **代理権の確認は、法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状  
　② 代理人の身元の確認は、代理人の個人番号カード、運転免許証　など  
　③ 本人の番号確認は、本人の個人番号カード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写しなど**で確認を行いますが、これらの方法が困難な場合は、他の方法も認められます。詳しくは、[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/pdf/q4-3-2.pdf]をご覧ください。

**―　ご存知ですか？**

**【社会保険】日本年金機構から適用事務改正のお知らせ（平成27年7月号より）**

**◎昭和12年4月１日以前に生まれた方の70歳以上被用者該当届提出が必要になります。**

　上記の方は現在届出が不要とされておりましたが、今度の改正により老齢厚生年金の支給停止対象となりました。また、届出が必要となる方は

1. 役員の方　⇒　常勤役員の方　（非常勤役員の方は対象外）
2. 従業員の方　⇒　社会保険の適用と同じく、１日の所定労働時間数及び１ヶ月の出勤日数が正社員の4分の３以上の方　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　が対象になります。

**◎同月中の被保険者資格と喪失に関する保険料の取扱いが変わります。**

今までは資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の第１号被保険者になった場合には、厚生年金と国民年金保険料を納付する必要がありました。しかし、平成27年10月1日以降は、国民年金保険料のみを納めることとなり、厚生年金保険料の納付は不要となります。

**（※健康保険料、介護保険料については控除の必要があります）**

≪給与計算の例≫8月１日入社、同月１５日に退社した場合　…

　【従　前】８月分として健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料を控除

**↓↓↓**

　【**改正後】８月分として健康保険料、介護保険料を控除。厚生年金保険料は控除無し。**

**お問い合わせは当事務所まで！**

**―　注目の助成金**

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）

○高年齢者や障害者、母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。以前から申請数の多い助成金ですが、平成27年5月から助成額や申請内容に変更がありましたのでお知らせ致します。

受給額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成27年4月30日まで | 平成27年5月1日から |
| 高年齢者（60歳以上65歳以上）、母子家庭の母等 | 90万円 | 60万円 |
| 身体、知的障害者 | 135万円 | 120万円 |
| 重度障害者、45歳以上、精神障碍者 | 240万円 | 240万円 |

支給額の算定方法

**支給額の算定に必要な賃金額**

支給額の算定に必要な賃金額は、従来は支給対象期に支払いのあった賃金額の総額として きましたが、今後は、対象労働者が支給対象期に労働した分として支払われた賃金の額とします。このことにより、添付資料のご用意が依然と若干変動します。申請の際には当事務所の担当までお問い合わせください。

お問い合わせは当事務所まで！